

木風小学校いじめ防止基本方針

【教育目標及び目指す児童像】

大きな夢をもち、自ら学び、心身を鍛える子どもの育成
～地域を愛し、みんなのために、進んで行動する子どもの育成～
自分を大切にすること 相手を大切にすること 地域を大切にすること

【PTAとの連携】

学級通信や学年通信、懇談会等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡するなどして、保護者との信頼関係を築く。

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、該当担任
(必要に応じて)
PTA、地域関係各機関、SC、SSW 等
【子を語る会】
全職員

【教育委員会】

○学校教育課
○青少年教育センター
【関係機関】
○すこやか子どもセンター
○子ども女性障害者支援センター
○佐世保警察署・須田尾交番
○民生児童委員・主任児童委員

【いじめの防止】

(1) 校内指導体制の確立

- 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等を活用した校内研修等を計画的に実施し、観察力や対応力の向上、いじめの未然防止に努める。
- C4th「いいことみつけ」を記入する時間の確保、「子を語る会」の定期的な実施、生活アンケート調査や個人面談等を計画的に実施し情報を共有することで、全職員の共通理解を図ることで、組織的に対応する。

(2) 教育活動全体での道德教育の充実

- 「考え、議論する道德」への授業改善
子どもが自分事として考える授業実践を行う。また、すべての教育活動において、自己有用観を育み、「生命尊重」や「規範意識」、「思いやりの心」の育成を図る。
- 「いじめ未然防止」に係るカリキュラム
年間指導計画に位置付け、計画的に実施することで、児童及び教職員、保護者を含めいじめ防止の意識を高める。また、「いのちかがやく強調月間」「人権週間」等の取組を通して、いじめ防止や生命尊重をねらいとした道德の指導や取組を実践する。

(3) 子どもの自治能力の育成

- 特別活動・総合的な学習の時間等の充実
特別活動や総合的な学習の時間などによる集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成する。また、豊かな体験活動により、自己の生き方について考えを深め、自己有用感と居場所づくりに取り組む。

(4) 家庭・地域社会との連携強化

学級懇談会、PTA 総会、学校運営協議会等で年度当初に学校基本方針を説明し、学校や保護者の責任を明らかにし、学校・保護者・地域が一体となって子ども達を育てていくことの認識を高める。必要に応じて保護者やPTA・関係機関とも協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた対策を推進する。

【早期発見】

(1) 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、C4th「いいことみつけ」を効果的に活用する。

(2) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、保護者との情報交換等、きめ細かな把握に努める。

(3) 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、専門家の活用を図る。

(4) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

【いじめに対する措置】

(1) 初期対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子どもや保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に受け止め傾聴する。

(2) 的確な情報収集

いじめられた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(3) 基本的な緊急対応

発見・通報を受けた教職員は一人に対応せず、「いじめ対策委員会」へ報告する。その後、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的に対応する。

(4) 調査による実態把握

いじめられている子ども、いじている子ども双方から事実関係の聴取を行う。必要に応じて、該当学級の子どもへのアンケート調査を行う。

(5) 解決に向けた指導・援助

いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別な指導計画による指導（出席停止も含む）のほか、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、確実な情報を保護者へ伝え、継続的な助言を行う。あわせて、状況に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の協力を得る。

(6) 継続指導・経過観察

集団への働きかけも行いながら継続的に指導し、経過を全職員で観察していく。

(7) 再発防止

定期的に現在の状況を確認し、再発防止に努める。いじめの解決に向けた指導を組織的に行い、いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い観察し、折に触れ必要な指導を行う。（3ヶ月間以上）

(8) ネット上へのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

《年間計画》

4月	学校基本方針の確認 PTA総会	子を語る会 (毎月一回)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会は必要に応じて行う。 ○年間3回の生活アンケートを実施する。また、6月に心の状況調査を実施・分析し、これらの結果を児童への指導・支援に生かす。 ○毎月1回「子を語る会」を行うとともに、C4th「いいことみつけ」を活用し、全職員での共通理解を図ることで、いじめの未然防止・早期対応・組織的対応につなげる。 ○「いのちかがやく集会」から「人権集会」へと児童会の活動をつなげ、学校・学年・学級で人権について考える取組を行う。学級の人権標語（具体的取組）作成 ○学級懇談会や個人面談で確実に保護者と情報交換を行う。
5月			
6月	いのちかがやく強調月間 生活アンケート 児童の教育相談 心の状況調査		
7月	個人面談		
8月			
9月			
10月			
11月	生活アンケート 児童の教育相談		
12月	人権週間		
1月			
2月	生活アンケート 児童の教育相談		
3月	引継ぎ（校内及び中学校）		

《組織的な対応イメージ》

① いじめの予防

- 校内体制の確立
- 「いじめ対策ハンドブック」、「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による教職員の対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度の育成
- 「いのちかがやく強調月間」の取組
- 「特別な教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- 特別活動を中心にした自己有用感の育成
- 児童の「規範意識」「思いやり」の育成
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化
- 特別な配慮を要する児童への対応

② いじめの情報(丁寧な認知に心がける)

③ 情報の収集

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策委員会」に情報を集める。
- 被害者(保護者)の心情に寄り添いながら情報(事実)の収集にあたる。

④ 指導・支援体制の組織化

- 「いじめ対策委員会」で指導・支援を組む
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、
管理職などで役割を分担)

連 携

関 係 機 関

⑤-A 児童への指導・支援

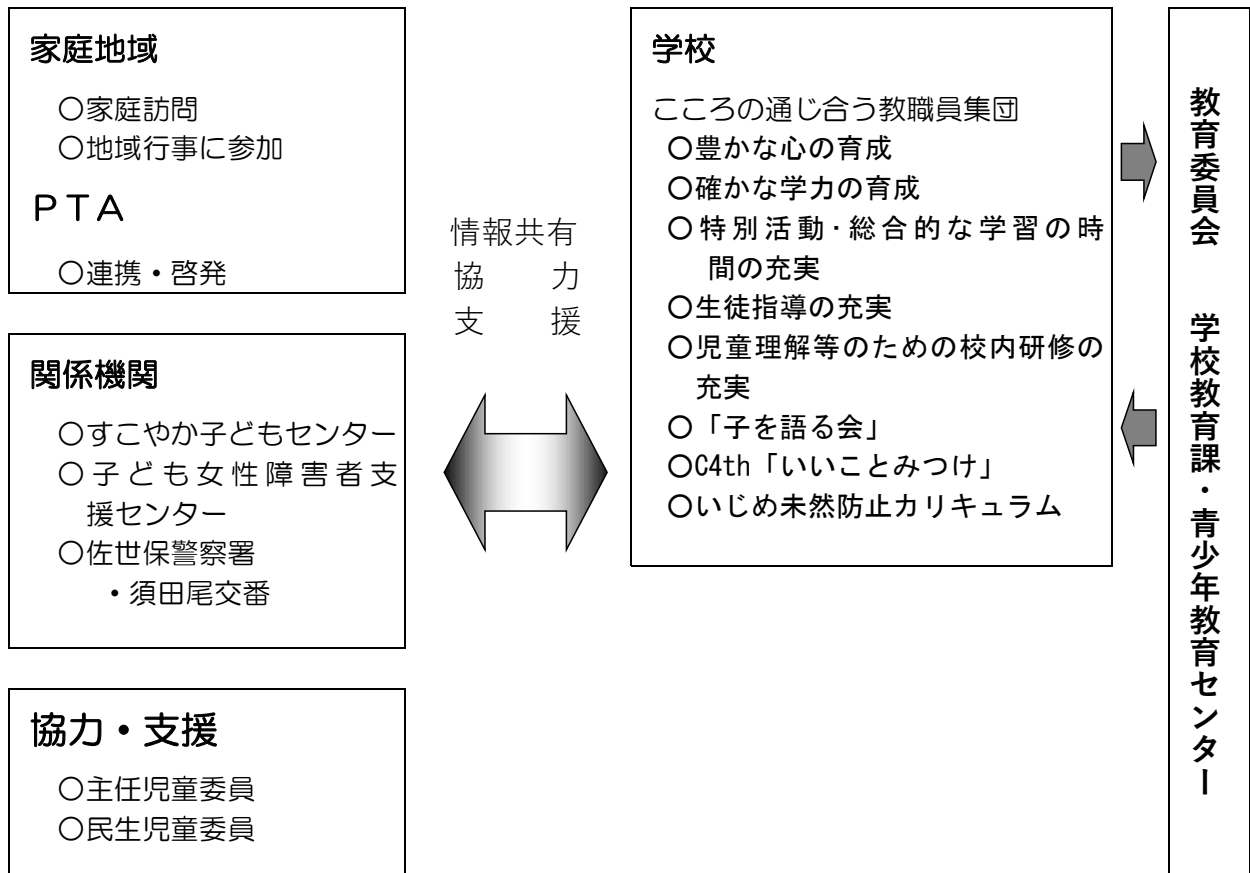
- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育ませる。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

- 随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。
- 常に状況把握に努める。
- いじめの解消について。(3ヶ月をめぐりに)

《いじめ防止のための校内体制と関係機関との連携》



命と人権を大切にする集団づくり